

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【公開番号】特開2011-161284(P2011-161284A)

【公開日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2011-034

【出願番号】特願2011-122267(P2011-122267)

【国際特許分類】

A 45 D 34/04 (2006.01)

【F I】

A 45 D 34/04 510 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化粧料を口唇に塗布するための化粧料塗布用具と、該化粧料を収容するための容器とを備え、該塗布用具が該容器の口部から該容器内に出入自在な口唇化粧料塗布装置であって、

該塗布用具は、化粧料を塗布するための塗布面を有し、かつ扁平体からなる塗布部と、先端に該塗布部を連結した支持軸とを有しており、

前記塗布用具が前記容器内に挿入された状態において、前記塗布部の塗布面が該容器の底部方向を向くように、該塗布部が該支持軸の軸方向に対して傾斜しており、

前記容器の口部又はその近傍に、しごき孔を有する可撓性しごき弁が設けられており、前記しごき孔の周縁部から下方に延設して、可撓性環状褶部が前記可撓性しごき弁と一緒にして設けられている口唇化粧料塗布装置。

【請求項2】

前記しごき孔の内径を、前記塗布部との接合面における前記支持軸の外径で除した値が0.7~1.0であり、前記可撓性環状褶部の褶長さを、前記塗布部の長さで除した値が0.05~0.5である請求項1に記載の口唇化粧料塗布装置。

【請求項3】

前記塗布部及び前記しごき弁の硬度が、Aスケール硬度で55~70°の範囲である請求項1又は2に記載の口唇化粧料塗布装置。

【請求項4】

前記塗布部及び前記可撓性環状褶部の材質がエラストマーである請求項1ないし3のいずれか一項に記載の口唇化粧料塗布装置。

【請求項5】

前記塗布部を正面視したとき、該塗布部は、最広幅部を有し、かつ該最広幅部から先端に向けて漸次狭幅となっている請求項1ないし4のいずれか一項に記載の口唇化粧料塗布装置。

【請求項6】

前記塗布部を正面視したとき、前記塗布面は、その中央部に窪み部が形成された凹面となっている請求項1ないし5のいずれか一項に記載の口唇化粧料塗布装置。

**【請求項 7】**

前記塗布部は、前記最広幅部から前記支持軸との連結部に向けて漸次幅が狭くなっています、該連結部においては、該塗布部の幅と該支持軸の幅とが略一致している請求項 5 に記載の口唇化粧料塗布装置。

**【請求項 8】**

前記最広幅部が、前記塗布部の先端から離れた位置にある請求項 5 又は 7 に記載の口唇化粧料塗布装置。

**【請求項 9】**

前記塗布部は、前記塗布面と反対側の面に、該塗布部の長手方向に延びる直線状又は曲線状の溝を 1 本又は複数本有する請求項 1 ないし 8 のいずれか一項に記載の口唇化粧料塗布装置。

**【請求項 10】**

前記塗布部は、その表面に植毛処理が施されている請求項 1 ないし 9 のいずれか一項に記載の口唇化粧料塗布装置。